

# おもて 倶楽部

No.166 令和2年11・12月号  
発行日 令和2年11月1日  
発行者 税理士法人 表会計事務所

## 採用・人材に関する最近の所感

先日、採用活動のため某大学の先生を訪問し、学生の紹介をお願いしてきました。学生の就職活動も昔と違い、大学が手取り足取り就職支援を行っているそうです。大学経営もビジネスであり、就職の状況が大学にとって最重要事項のひとつとなっているとのことでした。

私が就職活動を行っていた頃を思い返すと隔世の感があります。

昨年、有給休暇の年5日取得が義務付けられ、残業の規制も厳しくなりました。また、来年は70歳定年制の法律が施行されるなど労働条件を取り巻く環境は大きく変化しています。今では週休二日制が当たり前になったように、この先も常識は変わっていくのではないのでしょうか。

当事務所では昨年、一昨年と新入社員を採用することができましたが、今年は採用することが出来ず、また、1名の社員が退職する結果となりました。

「企業は人なり」と言いますが、その観点で申し上げれば前進したとは言えない1年となりました。

今年も残り2ヶ月足らずです。大変な1年となりましたが、健康第一、全力で仕事に取り組んで参りましょう。

(所長：税理士 本野 智之)

## Q&A 番外編

### 今こそ『認定経営革新等支援機関』の利用を！

最終的にはリーマンショックを上回る経済危機を招くであろう新型コロナウイルス感染症の影響は、今後も長く続くことが懸念されています。8月に金融庁は「経営改善・事業再生支援等」が金融行政方針の最重要課題の一つであると公表しています。

今回はQ&Aの番外編としまして、経営改善支援の担い手としての認定経営革新等支援機関(以下「認定支援機関」の記載もあり)について、以前から何度かお伝えしていますが再度お話しさせていただきます。

#### 1 「認定経営革新等支援機関」の役割とは？

中小企業等経営強化法の定めに従い、経営革新、経営力向上等を旨とする中小企業を支援するために、その財務内容や経営状況等を分析し、事業計画等の策定、実施にかかわる指導及び助言を行うことです。

中小企業経営強化法は2012年8月に施行されました。

当事務所では認定経営革新等支援機関制度が始まったその年の12月に認定経営革新等支援機関として認定を受けました。

それ以来約8年間お客様の経営改善計画を支援し続けています。

「今こそ『認定経営革新等支援機関』」というタイトルには、このコロナ禍の厳しい時期だからこそ私たちの力を利用してほしい、お手伝いをさせてほしいという意味があります。

## 2 中小企業施策利用における認定支援機関の関与

最近では経営革新等支援機関(通称：認定支援機関)の関与を条件とする支援・施策が増えています。国の補助事業、中小企業に対する施策で、利用する際に、認定支援機関の関与が必須であり、当事務所でもお手伝いしている施策についていくつかお伝えします。

他にもたくさん施策がありますので、担当者にお尋ねください。

### 経営力向上計画

《概要と支援措置》経営力を向上させる目的で設備投資等を実施する計画で、認定された事業者は税制・金融支援等が受けられる

税制措置 設備投資減税(即時償却または税額控除等)  
金融支援 日本政策金融公庫による長期低利融資(基準利率-0.9%)

認定支援機関の役割 経営力向上計画の策定支援、国の認定を受けるための申請等のサポート

### 先端設備導入計画

《概要と支援措置》先端設備等導入計画に基づいて投資した設備について固定資産税が取得後3年間ゼロ。対象設備に事業用家屋と構築物も追加され、更に適用期限も2年延長

認定支援機関の役割 先端設備導入計画の策定支援、事業者が市区町村に提出する認定申請書に添付する確認書の作成(導入による生産性向上が見込めるか)

### 法人版 事業承継税制

《概要と支援措置》非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除(個人版も同様の支援措置あり)

認定支援機関の役割 特例承継計画の策定支援

事業者が都道府県に提出する特例承継計画に添付する確認書の作成(取り組みへの評価や実現可能性、実現可能性を高めるための指導・助言)

### 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

《概要と支援措置》商業・サービス業者等が、経営の改善に資する設備を導入した場合、税制措置として設備投資減税(特別償却または税額控除)の適用あり

認定支援機関の役割 経営改善に資するものとしてのアドバイス、事業者が税務署に提出する書類の作成(経営改善に資するとして投資すべき設備等の内容記載)

### 経営改善計画策定支援事業・早期経営改善計画策定支援事業

《概要と支援措置》経営改善計画の策定を通して経営改善の取り組みを支援  
経営改善計画 → 金融機関から返済条件を緩和してもらうなどの金融支援を受けることが目的。  
早期経営改善計画 → 金融支援を目的とはせず、経営を見直すために資金実績計画表やビジネスモデル俯瞰図など基本的な計画を策定する。その策定等に要する費用を国が補助

認定支援機関の役割 経営改善計画書の策定支援、金融機関との協議、そのほか事業者と連名で提出する利用申請、支払申請、モニタリング費用支払申請等に関する書類の作成、添付資料の作成支援

### 2021年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置

《概要と支援措置》事業収入が一定以上減少している中小事業者に対し2021年度の、事業用資産(土地は除く)の固定資産税・都市計画税をゼロまたは半分とする。

2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満	2分の1

認定支援機関の役割 《必要な手続・書類の確認》

売り上げや対象となる事業用家屋・償却資産について、認定支援機関等の確認を得た必要書類とともに市町村へ提出

申告書 収入減を証する書類 特例対象家屋の事業用割合を示す書類  
収入減に不動産賃料の猶予が含まれる場合、それを確認できる書類

《期限》2021年1月31日までが申告期限

Q&A 番外編、最終ページへ続く

北陸火工 株式会社 さん

を 紹 介 し ま す

今回はかほく市の北陸火工さんをご紹介します。この夏コロナの影響で様々な行事が中止になりましたが、毎年楽しみにしている人も多い花火大会も例外ではなく軒並み中止となりました。そんな中で北陸火工さんでは「悪疫退散」を願い、「見た人に笑顔になってほしい」と全国の花火師さんとともに花火の打ち上げをされました。「密」を避けるため場所も時間も非公開で行われたため、目にできなかった方も多かったかもしれません。今回は誌上でその準備の様子と、花火を見ていただきます。



6月1日開催  
「Cheer up! 花火プロジェクト」

全国163の花火業者が賛同し、同じ日・同じ時間に一齐に打ち上げる花火は前例がなく大きな意味がありました。『花火』の由来は慰霊や疫病退散が目的の行事だったそうですが、この花火にも病魔退散の妖怪「アマビエ」の折り紙が貼り付けられ、その思いが込められていました。北陸火工さんでは、コロナで亡くなった方の慰霊と医療従事者の



方々への感謝を込め、かほく市で亡くなった方が多かった二ツ屋病院の傍で上げたいと、場所を探しまわり、高松野球場で打ち上げることができたそうです。ツイッター上では共感と感謝の言葉が溢れていました。

窪田専務の娘さんは、『願いを込めて花火を打ち上げればコロナを退散できる』と信じ、一生懸命にアマビエさまの顔を書いてくれました。きっと願いは届きましたよね！

悪疫の退散や花火の伝統を守るための「エール花火」。日本の花火業者を守りたいという趣旨のもとクラウドファンディングで支援金が募られました。有名な秋田県大曲の花火にゆかりがあり、賛同した全国81社の花火業者に分配して同じ日に花火を上げるというプロジェクトで、北陸では北陸火工さんだけの参加でした。支援金で上げられる花火は50発程度でしたが、かほく市商工会青年部の皆さんの声かけによる寄付で130発まで増やすことができ、さらにCheer up! 花火プロジェクトよりも大きな8号玉を上げることができました。大玉で広範囲の方々に見える「光」を届けたいとの思いでした。

4月に入社した新入社員林さん。憧れの仕事に喜んだのもつかの間、2週間ほどの勤務の後、会社は休止となってしまいました。花火の打ち上げ自体が今年ほとんど無かったためこれらの企画は、見学でしたが貴重な機会でした。来年は沢山の花火大会が開催され、忙しい打ち上げの現場に、たくさん参加できるといいですね。私たちも例年のように花火大会にワクワクする、そんな夏を楽しみに、待ちたいと思います！

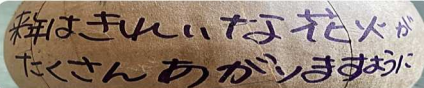


林さん

8月22日開催  
エール花火支援



花火に込められた希望のメッセージ



従業員の皆さん

担当者より 「今年予定していた花火大会が全て中止になりました」と連絡を受けたときは、とてもびっくりしました。どの業種も多かれ少なかれコロナウイルスの影響を受けていますが、ここまで大きな影響を受けてしまった会社は北陸火工さんだけです。来年はたくさんの方々の花火大会を開催できることを願っています。（担当者：斉藤 裕紀）

FIREWORKS JAPAN  
HOKURIKU KAKO  
**北陸火工 株式会社**  
〒929-1205  
かほく市若緑ツ 121-1  
TEL: 076-281-2033  
<http://www.fireworks-japan.com/jp/>

3 認定支援機関利用 支援の流れについて

初めから最後まで、認定支援機関で適切な支援・助言を受けられます

- 1 中小企業・小規模事業者の経営課題を洗い出す 売上を拡大したい、設備導入を行い生産性を向上したい
- 2 支援機関の選定 表会計をお選びください！
- 3 支援機関に相談 支援機関による経営状況の把握、事業計画作成・実行などに関する支援・助言
- 4 事業計画の実現！ 新規事業による売上拡大、先端設備の導入により生産性向上、補助金の獲得、税制優遇など
- 5 モニタリング・フォローアップ 計画通りに進んで経営改善できているかチェック、さらなる改善策の提案等

11月・12月の税務と行事

11月 November							12月 December						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7	6	7	8	9	10	11	12
8	9	10	11	12	13	14	13	14	15	16	17	18	19
15	16	17	18	19	20	21	20	21	22	23	24	25	26
22	23	24	25	26	27	28	27	28	29	30	31		
29	30												
10日	源泉所得税の納付（毎月・納特）						12日	源泉所得税の納付（毎月）					
16日	所得税の予定納税減額申請						1/4日	10月決算法人の確定申告 4月決算法人の予定・中間申告 固定資産税（金沢市）第3期納付					
30日	9月決算法人の確定申告 3月決算法人の予定・中間申告 所得税予定納税 第2期 個人事業税 第2期												

連載中

励ましと自省の言葉

会長（表征史）の連載です。会長の覚書の中からの言葉を紹介しています。

来年は傘寿の年となります。これまで多くの本に親しんできましたが、最近は目も弱り読書意欲がすっかり減退していることを憂えています。

小学校の頃は「野口英世」、「乃木希典」、などの伝記や「15少年漂流記」などの冒険小説をよく読みました。多感な中学生の時には武者小路実篤の著書を食べるように読み、高校時代には五味川純平著の「人間の条件」、全五巻くらいあったと思いますが授業そっこので何度も読み切ったことを覚えています。20代には新潮社刊行の日本文学全集も買い込みました。苦学新聞配達、大学時代は、吉川英治著の「宮本武蔵」を悲壮な思いで共感を持ちながら読みふけりました。事務所創業後は自己啓蒙の書が多くあり、折々に自分を叱咤激励していました。今回はその中の二宮翁（二宮尊徳）夜話の一文を紹介します。

【翁はこう言われた、我が道は至誠と実行とであるから米・麦・蔬菜・瓜・茄子でも、蘭・菊でも皆繁栄させるのである。

たとえ知謀は孔明を欺き、弁舌が蘇秦や張儀を欺くと言っても、弁舌を振るって草木を栄えさせることは出来ないであろう。それゆえ、才智、弁舌を尊ばず、至誠と実行とを尊ぶのだ。およそ世の中は智のあるものも学のあるものも至誠と実行とがなければことは成就しないことと知るべし。】二宮翁夜話（第139）至誠実行の一節より

持って瞑目すべし。だが、難しいことですね。

（会長：税理士 表 征史）

注1) 蔬菜：本来は栽培作物を指す語。今日では野菜と同義語。  
注2) 孔明：諸葛亮の字（あざな）ここでは思慮ある中年の男性をあらわしている。  
注3) 蘇秦、張儀：中国、戦国時代のすぐれた遊説家。転じて弁舌のすぐれた人。雄弁家。